



気象庁

旭川地方気象台

Asahikawa Local Meteorological Office
Japan Meteorological Agency

報道発表

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和4年5月19日
旭川地方気象台

大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報等の 発表基準の変更について

令和4年5月26日に、大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を変更します。

近年の災害発生状況等を踏まえ、大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を変更します。

この基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善されます。

なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

記

1. 基準変更日時

令和4年5月26日 13時

2. 基準変更範囲

○大雨警報（浸水害）・大雨注意報

剣淵町

○洪水警報・洪水注意報

旭川市、留萌市、鷹栖町、東神楽町、愛別町、美瑛町、中富良野町、
和寒町、下川町、美深町

※ 基準変更日時に合わせて、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

3. 警報・注意報発表基準一覧表（上川・留萌地方）

https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/ki_jun/asahikawa.html

問合せ先：地域防災官 辻

電話 0166-32-7102